明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**八九）　一

○原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係省令の整理等に関する省令（**経済産業**三六）　二

〔告　示〕

○除籍が滅失した件（**法務**二四八）　三

○千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約に関する千九百八十八年の議定書の附属書の改正に関する件（**外務**二三七）　三

○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示（**文部科学・経済産業**四）　四

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**二一二八～二一三四）　四

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件（**同**二一三五）　四

○核燃料サイクル交付金交付規則の一部を改正する告示（**経済産業**一七〇）　四

○特定特殊自動車の型式の届出があった件（**経済産業・国土交通・環境**七八）　五

○少数生産車の型式を承認した件（**同**七九～八二）　五

○海上における射撃訓練等を実施する件（**防衛**一三一～一三四）　六

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二四、三二五）　六

○道路に関する件（**近畿地方整備局**一六一～一六四）　六

○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定により登録建築物調査機関を登録した件（**同**一六五）　七

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名等を変更した件（**九州地方整備局**一三〇）　七

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**沖縄総合事務局**三四）　七

〔人事異動〕

内閣　公正取引委員会　金融庁　復興庁　財務省　八

〔皇室事項〕　二

〔官庁報告〕

国家試験　二

平成二十五年海事代理士試験の施行（国土交通省）　二

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省　令

○厚生労働省令第八十九号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十七条第一項、第百条第一項及び第百十三条の規定に基づき、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月八日

厚生労働大臣　田村　憲久

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二十八号の二中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改め、同条第二十八号の三中「原子炉施設をいう。」を「試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。」に改める。

（電離放射線障害防止規則の一部改正）

第二条　電離放射線障害防止規則（昭和四十七年労働省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の十一第一項中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

第四十一条の十二第一項中「原子炉施設をいう。」を「試験研究用等原子炉施設及び同法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。」に改める。

（作業環境測定法施行規則の一部改正）

第三条　作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第七号中「原子炉主任技術者若しくは」を「試験研究用等原子炉主任技術者若しくは同法第四十三条の三の二十六第一項の規定により選任されている発電用原子炉主任技術者若しくは」に改める。